【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年５月12日
【会社名】	株式会社ブリヂストン
【英訳名】	BRIDGESTONE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役　代表執行役　ＣＥＯ　兼　取締役会長　　津谷　正明
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目１番１号
【電話番号】	03(6836)3125
【事務連絡者氏名】	人事報酬企画・管理部長　　竹内　昌之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目１番１号
【電話番号】	03(6836)3125
【事務連絡者氏名】	人事報酬企画・管理部長　　竹内　昌之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番２号）

１【提出理由】

2017年４月27日付をもって提出した臨時報告書の記載事項のうち、Ⅰ．株式会社ブリヂストン第15回新株予約権プランAに関し、「発行数」、「発行価格」、「発行価額の総額」、及び「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」が2017年５月12日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

訂正箇所には下線を付しております。

Ⅰ．株式会社ブリヂストン第15回新株予約権プランA

(2) 発行数

（訂正前）

2,065個

上記総数は、割当予定数であり、新株予約権の引受けの申込の総数が上記の新株予約権の発行数に達しないなど、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって新株予約権の発行数とする。

（訂正後）

2,065個

(3) 発行価格

（訂正前）

新株予約権１個と引換えに払い込む金額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）における諸条件をもとに、次式のブラック・ショールズ・モデル及び②から⑦の基礎数値を用いて算定される１株当たりの評価単価（１円未満の端数は四捨五入）に下記(5)に定める付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

① １株当たりの評価単価 (C)

② 株価 (S) ：2017年５月12日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

③ 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）(X) ：１円

④ 予想残存期間 (T) ：10年

⑤ ボラティリティ (σ) ：10年間（2007年５月12日から2017年５月12日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

⑥ 無リスクの利子率 (r) ：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑦ 配当利回り (q) ：１株当たりの配当金（過去12ヶ月の実績配当金（2016年６月中間及び2016年12月期末配当金））÷上記②に定める株価

⑧ 標準正規分布の累積分布関数 $(N(\cdot))$

（訂正後）

新株予約権１個当たり357,700円（１株当たり3,577円）

(4) 発行価額の総額
（訂正前）
未定

（訂正後）
738,857,000円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
（訂正前）
当社株式　206,500株
各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。
上記株式の総数は、上記(2)の新株予約権の発行数に付与株式数を乗じた数であり、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数に付与株式数を乗じた数をもって新株予約権の目的である株式の総数とする。
また、割当日後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載について同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使され又は当社が取得していない新株予約権の総数を乗じた数とする。
調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
（調整後付与株式数は、１株未満の端数を切り捨てて算出するものとする。）
なお、上記の調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
また、割当日後、当社が資本金の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使され又は当社が取得していない新株予約権の総数を乗じた数とする。この調整後付与株式数は、１株未満の端数を切り捨てて算出するものとする。
なお、上記の調整後付与株式数を適用する日は調整の理由に応じて当社が定めるものとする。
また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

（訂正後）

当社株式　206,500株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

また、割当日後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載について同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使され又は当社が取得していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

（調整後付与株式数は、１株未満の端数を切り捨てて算出するものとする。）

なお、上記の調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日後、当社が資本金の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使され又は当社が取得していない新株予約権の総数を乗じた数とする。この調整後付与株式数は、１株未満の端数を切り捨てて算出するものとする。

なお、上記の調整後付与株式数を適用する日は調整の理由に応じて当社が定めるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

以上